

令和6年9月甲良町議会定例会会議録

令和6年9月24日（火曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 認定第1号 令和5年度甲良町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第3 認定第2号 令和5年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第4 認定第3号 令和5年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第5 認定第4号 令和5年度甲良町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第6 認定第5号 令和5年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第7 認定第6号 令和5年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定について
- 第8 認定第7号 令和5年度甲良町下水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定について
- 第9 議案第45号 令和6年度甲良町一般会計補正予算（第3号）
- 第10 議案第46号 令和6年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第11 議案第47号 令和6年度甲良町墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）
- 第12 議案第48号 令和6年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第13 議案第49号 令和6年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 第14 議案第50号 令和6年度甲良町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第15 議案第51号 令和6年度甲良町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第16 議案第52号 和解につき、議決を求めることについて
- 第17 意見書第2号 高等教育の無償化等に関する意見書（案）
- 第18 意見書第3号 教員の長時間労働の抜本的改善を求める意見書（案）
- 第19 議員派遣について
- 第20 委員会の閉会中における継続審査及び調査について

◎会議に出席した議員（10名）

1番	福原守	2番	木村誠治
3番	藤居吉也	4番	山田光義
5番	小森正彦	6番	西川誠一
7番	野瀬欣廣	8番	木村修二
9番	西澤伸明	10番	丸山恵二

◎会議に欠席した議員

なし

◎会議に出席した説明員

町長職務代理者

副町長	熊谷裕二	教育長	青山繁
総務課長	中村康之	教育次長	福原猛
会計管理者	大野けい子	学校教育課長	橋本善明
税務課長	望月仁	社会教育課長	大山一弥
企画監理課長	山崎志保美	呉竹センター館長	上田真司
住民人権課長	宮川哲郎	総務課参事	村田茂典
保健福祉課長	丸澤俊之	保健福祉課参事	中川一樹
産業課長	西村克英	建設水道課参事	寺居友彦
建設水道課長	村岸勉	総務課長補佐	宮寄一海
長寺センター館長	大野正人		

◎議場に出席した事務局職員

事務局長	橋本浩美	書記	山脇理恵
------	------	----	------

(午前10時25分 開会)

○丸山議長 ただいまの出席議員数は10人です。

議員定足数に達していますので、令和6年9月甲良町議会定例会第3日目を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既に配布しているとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、1番 福原議員、2番 木村誠治議員を指名します。

次に、追加議案がありますので、これより甲良町長職務代理者副町長の提案説明を求めます。

副町長。

○熊谷副町長 皆さん、おはようございます。

本日は、何かとお忙しいところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日追加提案させていただきます議案第52号は、以前に議決いただき、裁判を進めておりました住宅新築資金等返還請求に関し、裁判所の勧めもあり、このたび、一定の合意が取れたことから、和解を行いたく、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議決を求めるものであります。何とぞよろしくご審議いただき、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。提案説明といたします。どうぞよろしくお願ひします。

○丸山議長 次に、日程第2 認定第1号から認定第9 議案第45号までを一括議題とします。

各議案については、予算決算常任委員会に付託され、審査が行われまして、その報告書が提出されています。

これより、予算決算常任委員会の審査報告を求めます。

西川委員長。お願ひします。

○西川予算決算常任委員会委員長 それでは、予算決算常任委員会審査報告を行います。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査結果。

議案第45号 令和6年度甲良町一般会計補正予算(第3号)。

原案可決。

認定第1号 令和5年度甲良町一般会計歳入歳出決算認定について。

認定すべきものと決定。

認定第2号 令和5年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

認定すべきものと決定。

認定第3号 令和5年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定すべきものと決定。

認定第4号 令和5年度甲良町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定すべきものと決定。

認定第5号 令和5年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定すべきものと決定。

認定第6号 令和5年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定について。

認定すべきものと決定。

認定第7号 令和5年度甲良町下水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定について。

認定すべきものと決定。

2、審査経過。

議案第45号 令和6年度甲良町一般会計補正予算（第3号）。

総務管理費の企画費の企業版ふるさと納税マッチング支援事業委託176万円の委託先と目的はとの問いに、企業版ふるさと納税は、本町に本社がない企業から寄附をしてもらい、企業は法人税の控除を受けられる制度である。補正予算後でないと委託先は決定しないが、委託した業者が、町と企業をマッチングし、成立したら物品を寄附してもらい、その物品の金額換算した20%を委託料として支払う事業である。防災道の駅の発電機3台や災害時の避難者用の防災マットなどの寄附を予定しており、その物品価格の20%を予算計上したとのことであった。

総務管理費の財政調整基金費8,200万円について、10億円の基金積立てを目標にしていることから補正予算で積み上げたのかとの問いに、これは、前年度の余剰金の2分の1以上を積み立てるという地方財政法による法定の積立てであるとのことであった。猛暑による電気代の高騰などに対応するため、その費用を使って、世帯に5,000円から1万円を配分する施策ができるのではないか、そのような支援の検討はしたのかとの問いに、議論はしていないが意見は参考にするとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

認定第1号 令和5年度甲良町一般会計歳入歳出決算。

歳入の部。

町税の不納欠損において、「生活困窮」の定義は、文章化されたものがあるのかとの問いに、定義の文章はあり、ほぼ生活保護受給者であるとのことであった。

税収の安定的な確保は重要だが、収入未済についての考えや、どこに力点を置いて財政運営を行うのかの問いに、収入における町税の依存率は3割だが、安定的な収入としてそれをきっちり押さえていくことと、適切な規模で歳出を行うことの2点であるとのことであった。

財政危機宣言以降の財政状況はとの問いに、財政調整基金について、一定の回復が見られ、さらなる基金の積み増しなどに努力していくとのことであった。

ふるさと応援寄附金の減額について、収入確保の点からどう考えるかとの問いに、減った原因は、令和5年10月に総務省のルールが改定され、募集に要した経費も含めて、寄附総額の5割以下、かつ返礼品額は3割以下を遵守することになったことによる見直しと、返礼品提供事業者の精肉店の撤退による減収であるが、新たな精肉店の参入や、新米を予約ではなく、即発送するなど、顧客確保に取り組み、次につながる運営の努力をしているとのことであった。

歳出の部。

総務管理費のシステム改修委託242万円は人事評価システムの改修だが、士気高揚、公務能率向上は、どのように評価するかとの問いに、人事評価は、令和7年6月の勤勉手当から反映するが、客観性を持って業績評価、能力評価を行う。評価研修により、内容については公平に理解し、やり取りの中で評価を行い、最終的にはやる気にも反映しているとのことであった。

戸籍住民基本台帳費のマイナンバーカード普及促進事業355万6,000円について、返還の数と利用者数はとの問いに、返還はないが、保険証利用率では、令和6年度で、国保が8.86%、後期高齢が5.6%であるとのことであった。国の事業で各市町が負担を担っているが、分かりやすく町民に説明するようにとの意見があった。

社会福祉費の高齢者配食サービス事業委託93万1,000円について、調理が困難であると認定する基準は何か、登録者と利用者の数の開きはなぜかとの問いに、甲良町配食サービス事業実施要綱第3条に利用対象者を定めており、老衰、心身の障害、傷病等により調理が困難な者という定義がある。数の開きについては、利用登録しても、入院や家を空けるなどの理由で利用されない場合があるため、数に差があるとのことであった。

社会福祉費の発達診断・心理療法拡大事業68万7,000円について、学校教育やこども園との連携はどうなっているのかとの問いに、校園巡回相談を

して、公認心理師が出向き、状況把握や連携をしているとのことであった。

児童福祉費の保育士確保事業51万3,000円は、この派遣で保育士の確保ができるのかの問いに、必ず派遣してもらえとは言えないが、現在は1人派遣されている。費用が高くなるが、保育士不足のため利用させざるを得ない。保育士の採用は毎年課題であり、大学回りをしているが厳しい。待遇改善についてはどうかの問いに、議会で議論をいただき、来年度から地域手当導入で処遇は改善の予定であるとのことであった。

商工費の甲良町人生100年時代づくり・地方創生ソフト事業150万円について、今後行う予定はあるかとの問いに、通常の顕彰会事業のほか、記念事業があれば相談を受け、助成金を探して支援していきたいとのことであった。甲良三偉人の顕彰会は小さな字にあり、高齢化で負担も大きくなっているため、町全体でイベントをするよう切り替えていくことはどうかとの意見があった。

住宅費の住宅新築資金等貸付事業費の弁護士業務委託326万5,000円について、今までのやり方を継続していくのかとの問いに、個々のケースがあり、早期解決をしていきたいが、次の代に移ると相続放棄なども発生していくことから、連帯保証人で払う意思のある場合は、その割合で和解を進めていきたいとのことであった。

ほかにもいろいろ質疑や指摘があった。

認定第2号 令和5年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算。

課題として、令和6年12月2日から国民健康保険証発行が廃止されるため、マイナ保険証関連の対応が必要とのことだが、町としてはどう考えているのかとの問いに、国に準じて実施していくが、医療機関でマイナ保険証を利用できなかったという事例もあるため、国や県の指導も仰ぎながら、町として利用者に不便が出ないようにしていきたいとのことであった。

保険料が県統一の算定になることで、急激に保険料が上がる場合は、県が町に対して何か手当を考えてくれているのかの問いに、県は今、各市町の意見を集約しているところであり、町としては、急激に保険料が上がらないよう基金を使って少しでも緩和できるようにするべきだと考えているとのことであった。

ほかにもいろいろ質疑や指摘があった。

認定第3号 令和5年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算。

情報誌に広告を何回掲載したのか。また、掲載したことによって効果はあったのかとの問いに、令和5年度は情報誌に1回掲載し、町外から反応が多かった。その後、電話が来たり直接来られたりするが、継続して話をするまでには至らなかった。今後もチラシ等で啓発をしていき、町内に向けては、移転の補助金があることもPRしていきたいとのことであった。

ほかにもいろいろ質疑や指摘があった。

認定第4号 令和5年度甲良町介護保険事業特別会計歳入歳出決算。

介護保険料を抑えるため、貯めた基金をゼロになるまで使ったらよいという考えの人もいるが、どう考えるかとの問いに、現在の介護保険対象者だけを考えればよいということではなく、今後も高齢者が増えていく状況というのが分かっているので、一定の基金を貯めておく必要がある。運営自体が危惧される状況はなるべく避けたいので、行政としては一定の基金の積立てはやむを得ないと考えるとのことであった。

若年層から高血圧になって罹病のリスクが高くなるというのをどう解消していくかとの問いに、健康診査を受けている人が少ないので、まずは受けてもらうことを強化していきたいとのことであった。また、健康診査を受けてもらうために、今、健康に留意するとお金やかけがえのない時間等がお得になるというようなセミナーや広報などアプローチの仕方を考えてみてはとの意見があった。

ほかにもいろいろ質疑や指摘があった。

認定第5号 令和5年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算。

被保険者の1,258人の中で健診受診者数が87人というのは少な過ぎると思うが、何か原因があるかとの問いに、受診が少ないのは、健康への意識が足りていないことや多忙等の理由で受診されない方も考えられるとのことであった。

国民健康保険から後期高齢者医療保険に移ると特定健診がなくなるのかとの問いに、後期高齢者医療制度に加入されている方も健康診査が受診できるとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

認定第6号 令和5年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告。

給水管の漏水6件というのは、どこから上がってきた数字かとの問いに、基本的に漏水調査は道路の中に入っている本管をメインに行っている。併せて引き込みをしている給水管のメーターまでを町が管理している。メーターの周辺の宅地側付近で漏水音が入ったことから個人の管理区分のところで漏水が確認できた。一定調査した実績として上げたものであるとのことであった。

以前、100万円を超える滞納があったが、それから増えていないかどうかとの問いに、毎月の使用料と一定数の金額をもらう形で誓約を結んでいるので、現状増えないようにはしているが、件数は2件増えた。給水停止基準を見直し、半額納入しないと開栓しない。5年以内に分納するというのが基本であるが、給水停止をした5件のうち2件は止めたままであるとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

認定第7号 令和5年度甲良町下水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告。

不納欠損について、消滅するまでにどのような取り組みを行ったのかとの問いに、督促をしても会うことができないケースもあり、5年を超えて時効を迎えてしまった。水道と下水道を一緒に督促しているので、水道は残るが、下水道は消えてしまっており、現状回り切れておらず、時効を迎えているとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

以上。

○丸山議長 以上で、予算決算常任委員長の審査報告が終わりました。

ただいまの委員長の報告に対して、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

それでは、認定第1号 令和5年度甲良町一般会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

9番、西澤議員。

○西澤議員 決算認定の令和5年度一般会計について、討論を行います。

令和5年度町政運営全般をどのように評価をするのか、幾つかの角度からだけではありますが、見てみたいと思います。

1つに、税等の未収金額、滞納繰越額についての考え方であります。

①例えば、国保税が依然として2,200万円を超える滞納繰越額を抱えています。滞納者に対しては、甲良町国民健康保険税条例第24条に基づく、甲良町国民健康保険税減免取扱要綱における第2条第1項の(2)及び(3)の規定を積極的にお知らせして、申請しやすくするとともに、厳正に適用、審査し、無法な滞納がはびこらない行政の対応が重要になると考えます。国庫支出を大幅に減額し、応能負担原則を壊してしまっていて、応益負担の考えを導入するという国の制度改悪が、根本的には地方自治体と住民にのしかかっているわけですが、滞納問題を検証する上で、法令に基づきながらも、町民の厳しい暮らしの現実に寄り添った暮らし応援の温かな町政が求められていると考えます。

2つ目に、住宅新築資金返還金ですが、やっと法的手段に訴え、解決の方向に進み始めたことについては、遅きに失したとはいえど、前向きな評価ができると思います。

しかし、貸付事業が始まってから40年を超える期間が経過をしており、返済が滞ってからも20年を超えるケースがあるなど、劣悪な生活環境を改善し、差別を解消するとした同和対策事業が、逆に甲良町政の足を引っ張る現実

となったことを改めて深く検証、総括しなければなりません。その角度から見れば、決算概要の24ページにある令和6年度の方針中、③にあります、過去の徴収事務が不適切であったためとの記述は極めて不十分であると指摘せざるを得ません。同時に、同和対策事業の公平公正な後始末を進める観点から、過去に甲良町政の中心課題として位置づけた同和対策事業の全面的な総括、検証を町民レベルで深める勇気が大切だと思います。

次に、財政危機宣言についてです。

私は、野瀬町長が発した財政危機宣言は誰に対して向けられたのか、改めて振り返りました。コロナ禍の真ただ中であって、町民の苦しさゆえ、切実な要求が渦巻きました。国による国民1人当たり10万円の給付をはじめ、町独自の上乘せ給付、国、県がPCR検査の積極的な実施を渋る中で、自主検査の2万円補助を実施し、大変喜ばれるなど、国の補助金や財政調整基金を活用するなどして対応してきました。これらは町民の世論と相まって、議員からの提案を受け入れたものでした。ところが、政府が通達において、法律の根拠も明確にないにもかかわらず、各種暮らし応援の給付金は好ましくないなどと通知したことに対し、野瀬町政は、今後、新規の給付事業を行わないなどと表明するに至りました。財政危機宣言はその根拠の1つにされたのです。財政危機宣言に至ったのは、町民が無理な要望を幾つも重ねたわけではなく、漫然と赤字決算を続け、累積する固定資産税などの滞納の上に1,000万円前後の不納欠損を続け、安定的な財源の柱である住民税などの課税ベースを減少させてきた歴代の町政こそが、大きな原因ではないでしょうか。

次に、産業集積地整備事業計画、旧南部工業団地整備計画についてであります。

これは令和5年度だけに限った問題ではありませんが、計画着手表明の平成27年4月から9年が経過しました。しかし、コンサルへの土地利用計画や進入道路の設計委託など、数千万円を投入してきましたが、用地内の道路の所有者名義は池寺区であることが昨年に判明し、振出しに戻った形で、全くの迷走を続けています。町は、魅力的な雇用の創出に向けて、企業誘致を進めますとうたい、県が今年度から始めた県と市町の連携による産業用地開発事業の候補地に、町は名のりを上げましたが、立地条件が大変不利な状況であることは変わりありません。また、工業用地を造成し、企業誘致が成功するかどうかは大変見通しが暗いと言わざるを得ません。また、この事業が人口減少防止対策に直結するとは、大変疑問を呈します。

次に、人事評価システム導入事業についてです。

平成28年度の地方公務員の一部改定により導入されたものですが、自己評価が基本となるというものの、上司、最終は上級の町長、副町長の評価に行き

着かざるを得ず、恣意的評価となるおそれも排除できず、職員の萎縮ともなりかねません。元々、地方公務員は着任する際には、憲法に基づく全体の奉仕者との宣誓を表明することが義務づけられており、これが業務を遂行する上での全ての出発点となるべきものであり、人事評価を給与に反映するのは疑問が残るものであります。

次に、マイナンバーカード普及事業についてです。

政府は、利便性の向上をうたいますが、マイナンバーカード取得はあくまで強制ではないものを普及しようとする政府の方針そのものが矛盾だらけであることを指摘しなければなりません。今年12月2日には紙の健康保険証を廃止して、マイナンバーカードと一体にすることが強行されようとしています。予算決算常任委員会で明らかになりましたが、マイナンバーカードを保険証として医療機関で利用する方は多くて8%台で、1割にもなりません。全国的にも同程度だと聞きます。町としては、政府の受け売りのままではなく、カード取得の義務はなく、また個人情報の漏えいや間違いなど、トラブル発生リスクもあり得ることを正直に正しく伝える義務があると思います。

また、補聴器購入補助や出産祝い金など、子育て、福祉分野の事業は大いに喜ばれていることをお伝えしたいと思います。

また、甲良米消費者応援事業と農業経営継続緊急支援事業は、米価下落状況の中で、総括に10アール当たり2,000円では十分な支援とならないと記述しているように、小規模であったが、支援の姿勢を示し、日本人の主食である米経営を日本政府が根本的に予算を投入する必要性を痛感し、地方自治体も農業者とともに政府に対する要望を強めていただきたいと切に思う次第であります。

審査結果の判定としては、初めに述べた4点についての改善を求めて、認定できないことを表明します。

また、地方自治体は3割自治とも言われていますが、財政と制度、政策のほとんどを政府に握られており、住民の平和に暮らす権利を守るには現政権の政治を元から変えねばならないと強く感じています。

以上、意見表明も含めて、討論とさせていただきます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより認定第1号を採決します。

委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、認定第1号は認定されました。

次に、認定第2号 令和5年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

9番、西澤議員。

○西澤議員 国保特別会計については、委員会の審査報告の中にもありましたように、県の統一、一本化に進めていくという点で甲良町、そして豊郷町が大幅に保険料が引き上がる、こういうおそれ、危険性が迫っています。その点でも一本化は、大いに根本から見直すべきでありますし、国の制度であります、国保会計に対する国の国庫支出、これを本当に根本的に増やす必要を痛感します。そして、現場では、それぞれの狭い範囲でも努力をしていただいていることを感謝しながらも、決算としては、認定できないことを表明させていただきます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより認定第2号を採決します。

委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、認定第2号は認定されました。

次に、認定第3号 令和5年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより認定第3号を採決します。

委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、認定第3号は認定されました。

次に、認定第4号 令和5年度甲良町介護保険事業特別会計歳入歳出決算

について、討論はありませんか。

9番、西澤議員。

○西澤議員 これも大変、介護保険については大きな問題になっています。それは、介護保険料そのものが負担について厳しい状況になっていることにあります。同時に、市町、それが運営をする上では、限られた予算の範囲と、そして法律の範囲で運営しなければなりません。この点を考慮する必要があります。同時に、その下で行われる私たちの介護保険の事業、大変いろいろ現場では苦勞をされて広げていただいています。実際に助かった方もかなり多くおられると思います。かなりというよりも、本当にこの介護を必要とされる方が安心して利用できる制度が本当に必要だと思います。その点でも介護保険料の引下げをできる制度設計、国と県の制度設計が大変大きいですが、それに向かってやる必要があるというように思います。

決算認定としては、こういう介護保険料が高いことを大きな理由として、賛成できないということを表示させていただいております。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより認定第4号を採決します。

委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、認定第4号は認定されました。

次に、認定第5号 令和5年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

9番、西澤議員。

○西澤議員 75歳以上をもって後期高齢者の保険に加入をする、強制的な加入になります。しかも、罹病率の高い高齢者がそこにいくくりになって、保険料の負担、そして、治療を受ける場合の医療行為、これも75歳以上になりますと使われる薬も違いますし、それから健康診断も制度が違います。メニューがうんと少なくなります。そういう点でも、人格を差別し、そして年寄りを差別し、早く死んでくれと言わんばかりの内容の制度です。つくったときからこれは大きな問題になりました。そのまま進んでいますが、これは1町だけで解決できる問題ではないということを変更して表示させてもらおうと同時に、この決算については、認定できないというように思います。

討論を終わります。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより認定第5号を採決します。

委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、認定第5号は認定されました。

次に、認定第6号 令和5年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告について、討論はありませんか。

9番、西澤議員。

○西澤議員 委員会でも議論になりましたが、有収率、これが、やはり9割をめざす、そして100%というのはなかなか大変なところではありますが、そういうようにめざすというところで現場は頑張らせていただいています。また、水道というのは、命をつなぐ大事な事業ともなります。以前から、ずっと前から、盗水問題が疑惑として言われてまいりました。盗水問題がもう疑惑なしというように宣言できるように、一歩ずつ現場では努力をされているわけですが、その宣言をするというところにまで至っていません。ぜひとも今年度、来年度令和7年度に向けて、そういうことができるように準備をしていただきたいと思いますし、現場での努力もお願いしたいというように思いまして、賛成討論です。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより認定第6号を採決します。

委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、認定第6号は認定されました。

次に、認定第7号 令和5年度甲良町下水道会計事業歳入歳出決算並びに事業報告について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより認定第7号を採決します。

委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、認定第7号は認定されました。

次に、議案第45号 令和6年度甲良町一般会計補正予算(第3号)について、討論ありませんか。

9番、西澤議員。

○西澤議員 委員長報告の中にもありましたように、大変な猛暑でした。その猛暑の中で、熱中症アラートもかなり多い日数で発せられたというように思います。その熱中症を防ぐ上での、今の気候の状況でいいますと、やはりエアコンを室内で適切につける以外になかなか見つかりません。大きなショッピングモールなどに行きますと、そこでお年寄りなり、若い方々が避暑を兼ねて、ずっとそこに座っておられる、たむろしているのを見ます。そういう点でも、町として、これから冬の時期に入ります。冷暖房というようにして、その補助の実現を次の12月議会ないしは来年度の予算計上の中でも、ぜひとも検討していただきたいことを意見としてお願いをしまして、賛成討論とします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第45号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第45号は可決されました。

日程第10 議案第46号 令和6年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第46号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第46号は可決されました。

次に、日程第11 議案第47号 令和6年度甲良町墓地公園事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第47号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第47号は可決されました。

次に、日程第12 議案第48号 令和6年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第48号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第48号は可決されました。

次に、日程第13 議案第49号 令和6年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第49号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第49号は可決されました。

次に、日程第14 議案第50号 令和6年度甲良町水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第50号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第50号は可決されました。

次に、日程第15 議案第51号 令和6年度甲良町下水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第51号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第51号は可決されました。

次に、日程第16 議案第52号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第52号 和解につき、議決を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和6年9月24日。

甲良町長職務代理者 甲良町副町長、熊谷裕二。

○丸山議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○村岸建設水道課長 それでは、議案書の方をお願いいたします。

和解につき、議決を求めることについて（貸金等返還請求事件）でございます。

地方自治法第96条第1項第12号により、議会の議決を求めるものでございます。

和解の相手方の住所及び氏名につきましては、議案書記載のとおりでございます。

裁判所につきましては、大津地方裁判所彦根支部でございます。

3番、事件名につきましては、令和5年（ワ）第196号貸金等返還請求事件であります。

和解の理由につきましては、本事件については、この和解により原告と被告との間の紛争が早期に解決することを勘案し、被告3名のうち、1名のみ裁判を分離して、和解しようとするものでございます。

和解内容につきましては、別紙、和解条項（案）をお願いいたします。

被告は、原告に対し、本件保証債務の履行として、491万2,928円及び内金432万7,372円に対する平成18年8月22日から支払い済みまで年10.95%の割合による金員を支払い債務があることを認める。

2、被告は、原告に対し、前項の金員のうち179万5,591円を、令和6年11月18日に限り、次の記載の口座に振り込むことにより支払う。なお、振込手数料は被告の負担とする。

訴訟費用は各自の負担とする。

以上でございます。どうかよろしくをお願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

9番、西澤議員。

○西澤議員 2点、見解を明らかにしていただきたいと思っております。

1つは、長年の懸案でありました同和対策事業の終結に向けてであります。終わりよければ全てよしと言われるように、新築資金の滞納問題はずっとこの間、尾を引いてまいりました。その点でも、まだ少し残っていますが、その解決の1つと思っております。長年、こういうように法的な手続ができないまま解決が遅れてきた点について、町としては、どう考えているのかということです。

もう一つは、和解条項は、やはり払う意思がある。もちろん、これ借りたものは返すという社会的な経済的なルールは大原則であるわけですが、その点について、維持をし、どう考えているのか、お答えいただきたいと思っております。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 1点目の請求行為が遅れてきたことに対しましては、大変ご迷惑をおかけしたと思っております。ただし、現実、貸金等事業でございますので、その返済方法につきまして、やはり法的措置を今後を取らせていただいて、回収の方には努めさせていただきたいと思っております。

2番目の、具体的には今回の和解が連帯保証人に関わるということで、初めて案件になるということで、今後も続けていくというご理解の趣旨でよろしいでしょうか。ちょっと全協でも申し上げたとおり、今回初めて連帯保証人の方を対象に、和解の方をその割合に応じてやっていくということで、今後も、やはりもう借受人の方が高齢になってきたということを考えながら、相続放棄等が起こって債権が回収できないことと比較をしまして、今後、連帯保証人に対しまして、割合等で申出がありましたら、基本は全額を払っていただくことですけれども、やはりそういった割合には応じていくという方向性で調整をさせていきたいと思えます。

○丸山議長 9番、西澤議員。

○西澤議員 それで、原則でずっとされてきた内容からいうと、元金は当初どおり、それから元金と約定利息は当初どおりの回収をする。遅延利息については、便宜上、減額をしていくと。しかも、それは1年、2年という範囲の負担の金額が多くなる部分というように原則上考えているということを持して、今後も裁判や和解の方向で進めていくということによろしいでしょうか。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 基本的な考え方は、それでいいと思っております。しかしながら、個々のケースというのは、やはり個々に事情がそれぞれ異なることもございます。そういったことで、やはり最初から払う意思のある方については、払っていただく。払う意思のない方がずっと突っぱねておられて、控訴までいっている状態になりまして、そこで控訴費用とかが発生しているという状態の方につきまして、同じように遅延損害金をそのまま減額、割り引いていくのかどうかというのは個々のケースの判断になると思っておりますので、そういったことにつきましては、弁護士と相談をしながら、進めてまいりたいと思っております。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第52号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 到着席願います。

起立全員です。

よって、議案第52号は可決されました。

次に、日程第17 意見書第2号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 意見書第2号 高等教育の無償化等に関する意見書(案)。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定に基づき提出する。

令和6年9月24日。

甲良町議会議長 丸山恵二様。

提出者 甲良町議会議員、西澤伸明。

賛成者 甲良町議会議員、木村修、西川誠一、小森正彦、山田光義、藤居吉也、木村誠治、福原守。

○丸山議長 本案については、西澤議員から提案説明を求めます。

西澤議員。

○西澤議員 それでは、提案させていただきます。

高等教育の無償化に関する意見書(案)。

我が国は高等教育の学費(授業料等)は非常に高額であり、奨学金は貸与が中心で半数は有利子です。奨学金の貸与総残高は約10兆円に上り、奨学金返済が生活や学問・研究の障害となっています。OECD(経済協力開発機構)加盟国の中で最低水準の高等教育への公的財政支出を続け、学費値上げを進めてきた政治の責任は重大です。このように、高等教育への公的財政支出が最低水準である背景には「高等教育で利益を受けるのは個人」であり、「受益者負担は当然」という歴代政府の考えが根強く残っているからです。また、入学金は世界に例がなく、高額で合理的な理由もありません。

奨学金制度はお金の心配なく教育を受ける国民の権利を保障するもので、返済不要の給付を基本にすべきです。

よって、甲良町議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請する。

記。

1、授業料無償化をめざし、直ちに国の補助で、国立、私立全ての授業料(大

学・短大・専門学校)を半額にすること。

2、大学・短大・専門学校の入学金をなくすために、国は必要な措置を取ること。

3つ、本格的な給付奨学金制度をつくること。

4つに、国が拠出して、貸与奨学金の返済を半額免除すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月24日。

甲良町議会議長 丸山恵二。

宛先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣宛てになっております。

皆さんにお配りをしておりますこの意見書を提案に当たってという文書を配らせていただいておりますが、これは彦根議会でアカイ議員が討論をしたものを、私なりに加工をし、補整をして、作成したものでありまして、意見書を補強する理由となるというように考えていますので、よろしくお願ひします。

日本の高等教育の授業料はあまりにも高過ぎます。高額な入学金を課している国は日本だけと聞きます。高等教育の無償化を進め、お金の心配なく、教育を受ける権利の保障が今こそ重要なときはありません。これは憲法で定められた理念でもあります。若い人たちが本来持っている潜在能力を引き出すことで、成長しない国と言われている今の日本の窮状から脱却する道につなげる必要があると考えます。現にコロナ禍ではアルバイトが激減し、親の仕送りも途絶え、大学をやめようと考えている学生が大勢いたことが報じられていました。

国立大学の授業料は、1971年の1万2,000円から現在53万6,000円になっています。50年で約50倍です。ちなみに、1972年から2022年にかけての主要品目の商品の価格変動を総務省統計局の小売物価統計調査で見ると、トイレットペーパーが1.04倍、ビールが2.21倍、牛肉が3.54倍、一番変動率が高いネギが7.66倍ですから、そのまま比較できないとしても、授業料の50倍というのがいかにすさまじく、負担に耐え難い上がり方が、よく分かるのではないのでしょうか。

現に、授業料や入学金が払えないために大学進学を諦めたり、退学する学生が少なからず存在します。コロナ禍ではアルバイトが激減し、親の仕送りも途絶え、大学をやめようと考えている学生が大勢いたことが報じられました。

世界を見てみましょう。北欧は学費無償です。返済しなくてもよい給付奨学金も充実しています。ドイツでは国立大学の学費は無料、フランスでは授業料はゼロで、必要なのは登録金など3万4,000円です。お金の心配なく学べる、これが世界標準であり、世界の流れです。どうしてこういった差が生まれるのでしょうか。それは、高等教育に対する公費の投入があまりにも少ないか

らです。G 2 0 諸国で最下位クラス、O E C D加盟 1 6 か国中はワースト 2 位です。公費を投入することで、学生が学問に専念し、学問を修め、民主的で幅広い見識や専門的知識を育むことで、また、対等、平等な人的交流を通じ、人格形成、豊かな人間に成長し、社会の様々な分野で大きな貢献をすることができます。

このように、無償化によって利益を得るのは社会全体であると考えられるのか、それとも今の日本政府のように学んで利益を得るのは学生だから、学費を負担するのは当然だという受益者負担の考えに立つのか、これは既に答えが出ていると思います。例えば、質の高い論文数のランキングでは、この 2 0 年で日本は 4 位から 1 3 位に落ちました。授業料を工面するため、学生がアルバイトばかりしては、学問研究の裾野は痩せ細るばかりです。本来、大学は学術の中心をなし、我が国の知的基盤として社会の知的、文化的な発展、国民生活の質の向上や地域経済などに大きな役割を果たしているのです。高等教育が健全に行われることは、社会全体の利益につながります。

では、高等教育に対して、過去に政府は受益者負担論ばかり言っていたのではありません。2 0 0 1 年 5 月、小泉純一郎首相は、所信表明演説で戊辰戦争で焦土と化した越後長岡藩に分家の三根山藩から送られた米 1 0 0 俵を食糧にするのではなく、猛反発を受けつつも、教育に使った参事、小林虎三郎の故事を引いています。米 1 0 0 俵です。小林は言いました。国が滅びるのも町が栄えるのもことごとく人にある。だから、人物さえ養成しておいたらどんな衰えた国でも必ず盛り返せるに相違ない。小泉首相はここを引用し、「1 0 0 俵を将来の 1 , 0 0 0 俵、万俵として生かすため、明日の人づくりのための学校設立資金に使いました。その結果、設立された国漢学校は、後に多くの人材を育てていることになったのです」と結んでいます。

高等教育の無償化も同じです。社会権規約と言われる国際人権 A 規約が 1 9 6 6 年に国連で成立をし、日本は 1 9 7 9 年に批准をしています。しかし、高等教育での無償教育を斬新的に導入することと適切な奨学金制度を設立するという規定は保留していました。日本政府は、こうした対応は締約国の中でもごく少数です。2 0 1 2 年、民主党政権の下で保留を撤回しています。国際人権規約の批准は国際社会に対する約束でもあります。政府には、無償化を斬新的に進めていく責任があるのです。何よりも日本国憲法 2 6 条が、その能力に応じて等しく教育を受ける権利を保障しています。

以上、高等教育の無償化を求める意見書(案)の提案説明といたしまして、皆様のご賛同をぜひともよろしくお願い申し上げます。ちなみに、いろいろな議論、それから議員の皆様のご意見もあるだろうと思います。これに全面的には賛成できないけども、こういう点で私は考えるということをごぜひとも大

いに表明してもらって、議論が深まるようお願いしまして、提案説明とさせていただきます。

すみません。間違ったようですので、訂正の発言をさせていただきます。

意見書の記の1のところ、「授業料無償化をめざし、直ちに国の助成で、国立、私立全ての授業料（大学・短大・専門学校）を半額にすること」というように、訂正の発言とさせていただきます。

同時にすみません。提案に当たってのところの、私は「アカイ議員」と言いましたので、間違いです。「角井英明議員」ですので、訂正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。すみませんでした。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

2番、木村誠治議員。

○木村誠治議員 高等教育の無償化等に関する意見書への条件付賛成討論をさせていただきます。授業料の無償化、入学金の廃止、給付型奨学金制度の新設等の意見書に条件付で賛成する立場で意見させていただきます。

まず、授業料の無償化については、教育の機会均等を実現するために重要であります。ただし、財源の確保は不可欠でありますし、具体的な計画が示され、持続可能な形で実施されることを条件とします。

それから、第2に入学金の廃止については、これは今の提案にもありましたように、他国にはない制度であります。学生や家庭にとっては大きな負担となっています。廃止には賛成いたしますが、大学運営に支障が出ないように、代替財源の確保を求めます。

3、給付型奨学金制度の新設について、学生の経済的負担を軽減し、学びの意欲を支えるために非常に重要だと考えております。ただし、奨学金の支給基準が明確で公平に運用されることを望みます。条件とします。

4番目に、公平な支援の確保という観点で、日本人学生と外国人留学生の間で支援が不公平に行われないう、支援制度の透明性と公平性を確保することを条件とします。具体的には、支援の基準を明確にし、経済的に困難な状況にある学生が優先的に支援を受けられること、あるいは外国人留学生への支援が日本人学生の教育機会を損なわないようにすることを条件とします。

5番目として、国費外国人留学生と日本人学生との待遇例ということで、例えば、一例ですが、国費外国人留学生ですと年間約260万円、4年間で1,000万円を超える費用が無償で日本国の税金から支給されています。片や私の子どももそうなんです、半数の学生が約4年間で400万円以上の借金と

いう形で背負って社会人をスタートします。この辺を十分勘案していただきたいということです。日本人の、今、1人当たりのGDPは世界第32位です。米100俵を出す、その米を出す資金がちょっと危うくなってきているというような状況ですので、以上、4つの条件付で賛成討論とさせていただきます。

○丸山議長 すみません、木村誠治議員。討論では条件というのはできないということですので、その部分だけは取り消すというか。要は、条件はつけられませんので、討論は賛成か、賛成しないかということですので、賛成討論だけでよろしいね。

○木村誠治議員 はい。

○丸山議長 そういうことで、条件というのは討論ではつけられないということで、これからどうぞよろしくお願ひしたいと思います。

ほかにありませんか。

木村修議員。

○木村修議員 賛成討論をさせていただきます。

ニュース等々で聞いたんですけど、最近、学校で国公立、あるいは私立というふうに大きく分けて2つあるわけなんですけど、どうも私立の方に行かれると、1人の子どもに対して2,000万とかというようなお金がかかる、国公立でも1,000万弱のお金がかかるような報道がされていました。それを聞いて、インタビューに答えておられる方がそんなかかることやったら、やっぱり子どもを産んで、子どもを育てていくということがちょっと消極的になるわなというふうな話をしておられたカップルがございましたので、そんなのを見ますと、とてもやないけど、今、日本国で問題になっておる少子化につながっていくような気がしますので、この意見書には賛成させていただきたいのと、無償の給付型の奨学金ということが今も一部あるように聞いていますが、その方々、その学生さん、無償の奨学金をもらっておられる方がおられる、それはそれでいいんですけど、ところが、今も説明にありましたけど、コロナ禍で親の仕送りがなくなっちゃうというようなことがありますので、そうすると、ないところで一生懸命アルバイトに励まないといけないというようなことで、成績が落ちると無償の奨学金がなくなるというような報道も聞いたことがありますので、それも加味して、この意見書には賛成をさせていただきたいと思ひます。よろしく。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより意見書第2号を採決します。

お諮りします。

本意見書を関係機関に提出することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、意見書第2号は可決されました。

次に、日程第18 意見書第3号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 意見書第3号 教員の長時間労働の抜本的改善を求める意見書(案)。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定に基づき提出する。

令和6年9月24日。

甲良町議会議長 丸山恵二様。

提出者 甲良町議会議員、西澤伸明。

賛成者 甲良町議会議員、木村修、西川誠一、小森正彦、山田光義、藤居吉也、木村誠治、福原守。

○丸山議長 本案については、西澤議員から提案説明を求めます。

西澤議員。

○西澤議員 それでは、提案させていただきます。

教員の長時間労働の抜本的改善を求める意見書(案)。

教員の長時間労働は深刻である。2023年4月に文科省が公表した教員勤務実態調査では、持ち帰り業務も含む平日の勤務時間は、公立小学校教諭で11時間22分、同中学校教諭で11時間33分となっている。長時間労働が常態化しており、看過できない状況にある。

こうした現状を反映して、教員志願者は減少している。一方、早期退職者、病気休職者は増加している。そして、学校現場では産育休や病休者の代替が確保できない状況が広がっている。教員未配置により、残された教員の負担が増大し、その結果心身を病む教員が出るという負の連鎖が起こっている学校も少なくない。

これらは、教員の勤務条件の問題であると同時に、子どもたちの教育保障に関わる問題であり、子どもの未来と国の行く末に甚大な影響を及ぼすものである。教員の長時間労働と教員不足の改善に向けて直ちに取り組みねばならない。今や一刻の猶予もない。

そもそも教員に長時間労働をもたらしている業務は、授業準備であり、校務分掌業務であることは種々の調査からも明らかである。これらの業務は、緊急

的、臨時的に発生するものではなく、言わば教員の本務である。それが時間内に終わらないということは、業務に見合う定数が確保できていないことを意味する。大幅な教員定数増が求められている。

また、1971年に成立した「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」では、公立学校の教員に時間外手当を支給せずに教職調整額を支給することを定めている。時間外手当を支給しなくなれば、時間外労働を計測する必要がなくなり、労働時間規制が曖昧になることは避けられない。教員は、時間外労働の歯止めがない中で、長時間労働を強いられているのである。教員の労働時間を適切に管理し、長時間労働を規制するために給特法の見直しは急務と言える。

以上から、国において、教員の長時間勤務を抜本的に改善し、豊かな学校教育を実現するために、少なくとも次の3点について、適切な措置を講じることを強く求めるものである。

記。

1、学校の業務量に見合った教職員配置をすること。

2、勤務時間の管理と時間外勤務を規制するために、教員にも時間外手当を支給すること。

3、これらを実現すべく、教育予算を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月24日。

甲良町議会議長 丸山恵二。

宛先は、内閣総理大臣様、文部科学大臣、衆議院議長、参議院議長の宛てとなっています。

これは甲良町の子どもたち、教育にも大変大きな影響を与えます。今現在、こういう改革がされない中で、教員の皆さんは本当に献身的に努力をされて、個人的な努力で切り抜けているというように思うんです。そういう中で、事故も起こり、また突発的な業務も発生をする中で、手当てができないという状況もあります。また、マスコミの報道でも、長時間労働で先生方が心身を病んで、多くの先生が休んでいるというような状況の報道もありました。

文科省でもこの教員の働き方改革で論議が重ねられていますけども、根本的な解決はここにある3つをぜひとも、そのうちの1つのところ、教員を業務量に応じて増員をする、こういう手当てがぜひとも必要でありますし、意見書をぜひとも文科省、それから政府の方に送って、そして法律上の改革も必要ですから、国会の衆議院、参議院でも審議が必要だと思しますので、ぜひともご賛同をよろしくお願い申し上げまして、私の提案説明とさせていただきます。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

先ほど言いましたが、討論の前に、討論は何々について意見書に賛成か、反対かという討論で要望ができますので、よろしくお願いしたいと思います。

討論はありませんか。

木村誠治議員。

○木村誠治議員 賛成の立場から討論いたします。本意見書の趣旨に賛同いたします。

現状認識をさらに深め、より包括的な対策を講じる必要があると考えます。

まず、消費税導入後30年以上にわたる日本経済の停滞が、我が国の社会構造に大きな影響を与えていることを認識すべきだと考えます。経済停滞は人口減少を加速させ、同時に外国人労働者の流入、増加をもたらしています。この結果、学校現場では外国人の子どもが増加し、日本人教師の負担が一層増大しています。言語や文化の違いに対応するため、教師は長時間労働を強いられ、さらに新たな語学学習も求められています。教員の増員は重要な解決策ですが、教職の魅力が低下することにより、成り手が減少している現状も看過できません。

したがって、本意見書の実効性を高めるために、以下の内容が必要だと考えます。

1つ、教員の待遇を抜本的に改善し、教職の魅力を向上させること。

2、教育予算を大幅に増額し、必要な人材と設備を確保すること。

3、外国人児童・生徒への対応を専門とする支援員の配置を進めること。

4、教員の語学研修制度を充実させ、多文化共生教育の体制を整備すること。

最も重要な点は、予算増額だけでは解決できない課題があると考えております。日本の将来を担う子どもたちに対する教員の愛情と献身的な姿勢が教育の質を左右する本質的な要素であると考えます。この点を忘れてはなりません。教員の長時間労働の改善は重要です。同時に教育の質と教員の使命感を維持、向上させる取組も必要であると考えます。子どもたちへの愛情と教育への情熱を持った教員を育成し、支援する体制づくりが不可欠と考えます。

以上の理由により、本意見書に賛成いたします。教員の労働環境改善と教育の質向上の両立を求めます。

私も、中学校のときに体育館でミヤヘイのアイスキャンディーを先生のポケットマネーから頂いたのを覚えております。

以上です。

○丸山議長 ほかにありませんか。

木村修議員。

○木村修議員 賛成討論をさせていただきます。

この意見書の中に教育調整額というのが書かれておりましたが、私は以前の一般質問において、質問をさせていただいたことがあります。そのときの答弁としては、教育調整額が今も4%のままだったと思っています。昨今の新聞報道によりますと、10%以上の、いわゆる答申をしたいというようなことを書かれておりましたんですが、私の私案ですが、10%でも足りない、10%強でも足りないと思います。ぜひともこの意見書を通していただいて、いわゆる国の大臣等々に訴えていきたいというのには大賛成でございますので、賛成討論とさせていただきます。よろしく。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより意見書第3号を採決します。

お諮りします。

本意見書を関係機関に提出することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、意見書第3号は可決されました。

次に、日程第19 議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

会議規則第129条の規定により、お手元に配布している文書のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

次に、日程第20 委員会の閉会中における継続審査及び調査についてを議題とします。

会議規則第75条の規定により、各委員長からお手元に配布している文書のとおり、閉会中における継続審査及び調査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

最後に副町長の挨拶があります。

副町長。

○熊谷副町長 閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

開会以来本日まで20日間にわたり、慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

今期定例会におきまして、議員各位からいただきましたご意見につきましては、十分留意し、今後の町政運営にあたってまいります。寺本町長の入院加療に伴い、本議会を職務代理者として務めました。議員各位のご理解、ご協力の下、本日の閉会を迎えられることに対し、心から感謝申し上げます。

また、決算認定、補正予算等、どれも職員一人一人の日々の仕事の積み重ねの上に成り立っているものであり、職員の皆様に支えられての町行政であることを改めて認識させていただきました。職員の皆様、毎日本当にありがとうございます。

議員の皆様にはくれぐれも健康にご留意いただき、引き続き、町行政へのご指導、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。9月定例会閉会の挨拶といたします。本当にありがとうございました。

○丸山議長 これをもって、令和6年9月甲良町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午前11時55分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 丸 山 恵 二

署 名 議 員 福 原 守

署 名 議 員 木 村 誠 治